

岩手県告示第 498 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成 20 年 6 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 都市施設（流通業務団地）
- 2 都市計画を変更した土地の区域 花巻市空港南一丁目及び空港南二丁目（別紙図面のとおり。）
- 3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局花巻総合支局土木部並びに花巻市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の変更に係る図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。